

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)**

**令和5年5月 26 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの** 1件

**厚生年金保険関係** 1件

厚生局受付番号：関東信越（受）第2200659号

厚生局事案番号：関東信越（脱）第2300001号

## 第1 結論

昭和28年11月1日から昭和34年4月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和9年生

住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和28年11月1日から昭和34年4月1日まで

請求期間については、昭和34年6月8日支給の脱退手当金の対象期間と記録されているが、脱退手当金を受給した記憶はない。当時、脱退手当金という制度は知らず、また、結婚したため一旦退職したが復職する意思を持っており、制度を知っていたとしても受給するという選択はしなかったはずであるので、請求期間を、年金給付に反映する被保険者期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の脱退手当金は、請求者がA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和34年4月1日から約2か月後の同年6月8日に支給されたと記録されており、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りもなく、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録を基に、昭和30年10月1日の新規適用時に厚生年金保険の被保険者資格を取得し昭和45年10月1日より前に被保険者資格を喪失した女子の被保険者81名（請求者を含む）について脱退手当金の支給状況を確認したところ、同社において脱退手当金の支給要件である被保険者期間（2年以上）を満たしていない21名及び同社で被保険者資格を喪失後おおむね1年以内に再度厚生年金保険の被保険者となった5名を除いた55名中42名に対し脱退手当金が支給されている。

なお、前述の脱退手当金が支給された42名のうち、連絡先が確認できた4名に照会したところ2名から回答があり、そのうちの1名は、請求者を含む他の被保険者の脱退手当金受給状況は分からぬが、自身は脱退手当金と思われるものを受給しており、受給に際しては自身で書類に記入し会社に提出したのではないかと思うとしている。

さらに、請求者の厚生年金保険の加入記録は、請求期間である二つの会社における加入期間

は同一の厚生年金保険記号番号で管理されているにもかかわらず、請求期間後の加入期間はこれとは別の記号番号で管理されていることから、請求期間について脱退手当金を受給したことにより、請求期間後に再度厚生年金保険に加入した際には新たな記号番号を取得したと考えるのが自然である。

加えて、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかつたことを踏まえると、A社を退職後、昭和42年8月までは厚生年金保険に加入していない請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえないほか、請求者から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。